

分割基準の算定上の留意点

平成23年2月

1. 分割基準とは

複数の地方団体に事務所・事業所(事務所等)のある法人について、法人事業税・法人住民税法人税割の課税標準額を各団体に分ける基準

2. 種類

①法人住民税法人税割

従業者数

②法人事業税

業種により異なる。

業種	分割基準
非製造業(下記を除く)	事務所・事業所数と従業者数
製造業	従業者数
倉庫業・ガス供給業	有形固定資産の価額
電気供給業	有形固定資産の価額と発電所用有形固定資産の価額
鉄道事業・軌道事業	軌道のキロメートル数

異なる事業をあわせて行なう法人については、主たる事業についての分割基準を使用

主たる事業…… 売上金額の最も大きい事業

(例外:鉄道事業・軌道事業とその他の事業をあわせて行なう場合は、鉄・軌道事業とその他事業にあん分して分割基準を適用)

誤り事例

・商品を製造し小売業者へ販売している場合は製造業に該当するが、卸売業(非製造業)とした。

・製造部門を子会社へ委託しているのに、製造業とした。

誤り事例

- ・同一区画(敷地)内に本社と富山支店の建物(別々)がある場合に、合わせて一つの事務所とした。(例外1のパターン)
- ・期中に新設した事務所をふくめなかった。
- ・本社と離れて位置する配送センターについて、同一市内なので本社と合わせて一つの事業所とした。

②分割基準としての数え方

事業年度に属する各月の末日現在における事務所等の数を合計した数値。
一つの事務所等が事業年度(12カ月)を通じてある場合、分割基準の数値としての事務所数は12

(例) 事業年度 4月1日～翌年3月31日

A支社:9月20日設置、B支社:12月6日閉鎖

事務所 \ 月末	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
A県A市 本社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
A県A市 A支社						○	○	○	○	○	○	○	7
A県B市 B支社	○	○	○	○	○	○	○	○					8
C県C市 C支社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12 (C県)

4. 従業者数

①従業者・・・上記3の事務所等に勤務すべき者で給与の支払いを受けるべき労務等を提供している者

(例えば経営者本人や親族で給与の支給を受けないで事業に従事している場合は、給与の支払いを受けるべきものとみなし従業者数に含める。)

具体的には、役員、アルバイト、パート、出向社員(出向先)・派遣社員(派遣先)を含む。

※法人住民税法人税割と法人事業税で取り扱いが異なるのは資本金1億円以上の製造業の工場分のみ。→下記 5

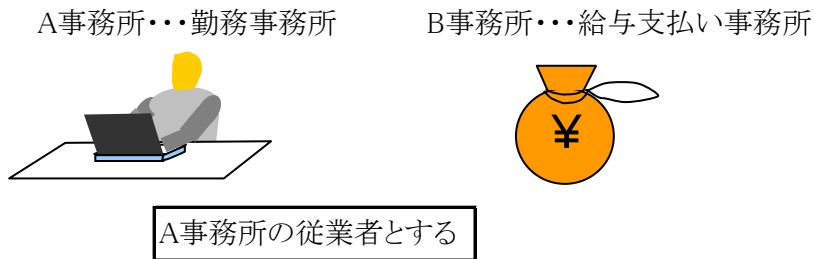
②どの事業所等の従業者数に計上するか取り扱い

— 実際にどこで勤務しているかで判断 —

ア. 同一法人の場合

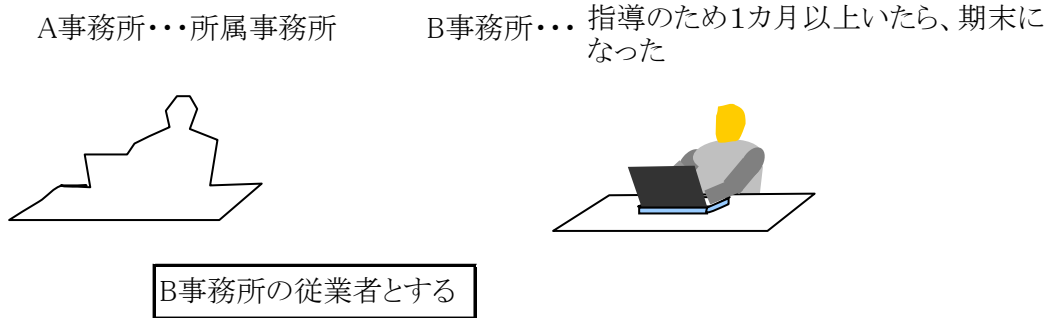
・給与支払事務所等と勤務している事務所等が異なる場合

⇒ 実際に勤務している事務所等の従業者



・連続して1カ月以上同一事務所等に出張して期末になった場合(指導、実地研修など名義を問わない)

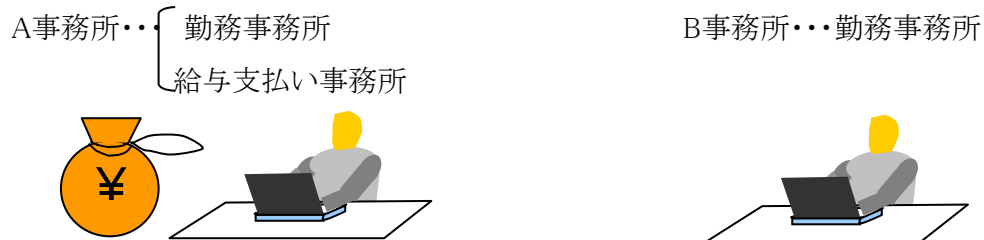
⇒ 期末の勤務事務所等の従業者



・複数の事務所等に兼務している場合

⇒ 主として勤務すべき事務所等の従業者

(主として勤務すべき事務所等の判定が困難な場合は給与支払事務所等の従業者)



原則はA、Bのうち、主として勤務すべき事務所の従業者。主として勤務すべき事務所等の判定が困難な場合は、A事務所の従業者とする。

イ. 複数の法人(親会社と子会社など)の場合

・給与支払法人と勤務している法人が異なる場合(出向、派遣)

⇒ 勤務している法人の事業所等の従業者

A法人・A事務所・・・勤務事務所

B法人・B事務所・・・給与支払い事務所



A法人・A事務所の従業者とする

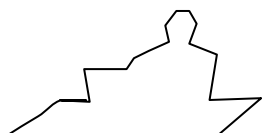
・連続して1か月以上他の法人の同一事務所等に派遣され期末になった場合

(出張、実地研修など名義を問わない)

⇒ 期末の勤務事務所等の従業者

A法人A事務所・・・所属事務所

B法人B事務所・・・指導のため1か月以上いたら、期末になった



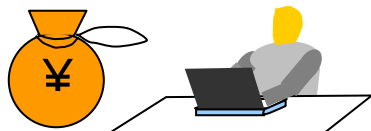
B法人B事務所の従業者とする

・複数法人の事務所等に兼務している場合

⇒ 兼務しているそれぞれの(両方の)事務所等の従業者

A法人A事務所・・・勤務事務所
給与支払い事務所

B法人B事務所・・・勤務事務所



A法人A事務所、B法人B事務所それぞれ(両方)の従業者とする。

誤り事例

- ・非常勤役員を含めなかった。
- ・週に1回勤務するパートを含めなかった。
- ・派遣社員を含めなかった。
- ・親会社と子会社の従業者を兼務しているが、給与を支給している親会社のみ
の従業者とした。

③分割基準としての数え方(端数は切上げ)

原則 事業年度末日の従業者数

例外 ・事業年度途中で新設又は廃止をした事務所等の場合は事務所等の所在した月数であん分

新設の場合

$$\text{事業年度末日現在の人数} \times \frac{\text{新設の日から事業年度末日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}$$

廃止の場合

$$\text{廃止の日の前月末日現在の人数} \times \frac{\text{事業年度開始の日から廃止の日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}$$

・事業年度中に従業者の数が著しく変動した場合は、各月の平均

$$\frac{\text{各月末日の人数の合計}}{\text{事業年度の月数}}$$

著しく変動・・・算定期間の各月の末日の従業者数について、最も多い数が最も少ない数の2倍を超える。

5. 工場の従業者の取り扱い(資本金1億円以上の製造業を営む法人)

法人事業税の分割基準において、製造業を営む法人で、事業年度末日現在で、資本金が1億円以上の場合は、工場の従業者について、その従業者数(奇数の場合は1を加算した数)の1/2を加算する。

工場・・・①物品の製造、加工、組立を行なう業務のほか、物品の整備、修理を行なう事務所等が含まれる。

②事業年度末日現在の状況による。途中で廃止した場合は該当しない。

工場の従業者・・・製造部門に従事する者のほか、工場内の総務、経理、生産管理等の間接部門の従業者も含まれる。

ただし、工場に併置されている本社、営業所、研究所、試験所等の従業者は除く。